

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 23 年 4 月 27 日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職 理事 太田 進

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

証跡管理サーバー及びファイルサーバー一式の賃貸借

(2) 調達の特質等

別紙仕様書のとおり

(3) 期間

別紙仕様書のとおり

(4) 入札方法

- ① 入札金額は総価で行う。入札者は本業務に係る一切の諸経費を含める金額を見積るものとする。
- ② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札に参加することができない者

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 22・23・24 年度競争契約参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」及び「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(3) 国の統一資格審査での「資格審査結果通知書」の写しを提出できる者であること。

(4) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(5) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー8 階
独立行政法人環境再生保全機構 経理部 経理課 鈴木 智徳、鶴沼 幸恵
電話 044-520-9529

4. 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成 23 年 5 月 19 日(木)までの次の時間帯とする。
(10 時 00 分から 12 時 00 分まで・13 時 00 分から 17 時 00 分まで)

5. 入札説明会の日時及び場所

平成 23 年 5 月 13 日(金)11 時 00 分から 独立行政法人環境再生保全機構 第 1 会議室

6. 競争執行の日時及び場所

(1)入札

平成 23 年 5 月 20 日(金)14 時 00 分から 独立行政法人環境再生保全機構 第 1 会議室

(2)開札

入札終了後直ちに開札する。

7. 入札保証金に関する事項

免除する。

8. 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否

要

10. 落札者の決定方法

当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11. その他

詳細は入札説明書による。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則

平成16年4月1日

細則第20号

(一般競争等に参加させないことができる者)

第5条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。